

## 1. 事業の必要性・概要

「2020年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との国際目標（WSSD2020年目標）を達成するため、平成21年に、段階的なリスク評価を行う仕組みの構築など、化学物質審査規制法の改正が行われた（平成22年4月一部施行、平成23年4月全面施行）。

その後、EU等における化学物質管理の強化、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）等の国際的な枠組みにおける取組等、国際的に化学物質管理の強化が進んでいる。一方、我が国の事業者からは、諸外国の制度との整合性の観点からの規制合理化の要望がなされている。

こうした状況を踏まえ、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のため、化学物質審査規制制度の見直しに向けた検討を進める。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）新規化学物質審査制度の見直し検討（少量新規化学物質、不純物の扱い）

少量新規化学物質や、新規化学物質に含まれる不純物の扱いについて、環境汚染の防止と、事業活動の円滑化及び新規化学物質の開発・審査に係る事業者の負担軽減の両立を図った、より合理的な審査規制制度のあり方を検討する。

### （2）化学物質のリスク管理措置に係る調査検討（用途規制、製品規制等）

化学物質の用途により環境への放出量は大きく異なるため、用途に応じて環境リスクを評価し、効率的かつ効果的にリスクを低減する用途規制の手法を検討する。また、有害性の強い高懸念物質を含む輸入製品やバイオサイド等の製品のリスク評価・管理の手法を検討する。

## 3. 施策の効果

本事業の成果を踏まえて、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のための、化学物質審査規制制度の一層の改革を図る。

## 化学物質審査規制法（平成21年改正）

- ・ WSSD2020年目標の達成に向けて、全ての工業用化学物質について段階的なリスク評価を行う仕組みを構築
- ・ ハザード評価からリスク評価へと評価の体系を転換

## 次期化審法改正に向けた具体的措置に関する調査検討

### ○新規化学物質審査制度の一層の合理化

- ・ 製造数量の少ない場合(少量新規化学物質)や不純物の取扱いなど、より合理的な審査制度を検討

### ○リスク評価の加速化・高度化の検討

- ・ 化学物質の毒性の推定手法やグループ化によるリスク評価手法を検討・確立

### ○化学物質の用途・使用方法に応じた対策

- ・ 用途や使用方法に応じたリスク評価・管理手法を検討・確立

### ○化学物質含有製品への対策

- ・ 高懸念の化学物質を含む輸入製品や、バイオサイド(殺生物剤)等によるリスクの評価手法や規制手法を検討

## 国際的な化学物質管理強化の潮流に応じた化学物質審査規制制度へ！

- ・ 国民の暮らしの安全・安心の基盤となる化学物質対策を実施
- ・ 化学物質による人健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、国民の安全・安心の確保、我が国事業者の競争力向上のための制度の充実・強化

環境負荷の低減による安全な環境を確保することにより  
新たな時代の循環共生型の地域社会の構築に貢献